

## 堺市事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) こどもの未来応援室

第2条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第4項中「、「公室の総合調整」」及び「市長公室にあつては公室内を、」を削り、同項第4号中「市長公室にあつては公室を、」を削り、同項第6号中「市長公室にあつては公室長を、」を削る。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項中「（市長公室を含む。第7条第1項及び第5項において同じ。）」を削り、同項の表堺市自転車対策事務所の項を削り、同条第2項の表東京事務所の項中「市長公室」を「政策局」に改め、同表こども園の項中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表子ども相談所の項中「子ども相談所」を「こども相談所」に、「子ども青少年局 子ども青少年育成部」を「こども青少年局」に改め、同表一時保護所の項中「子ども青少年局 子ども相談所」を「こども青少年局 こども相談所」に改め、同表自転車対策事務所の項を削る。

第7条第1項中「（市長公室にあつては公室長とする。以下同じ。）」を削り、同条第6項中「市長公室」を「政策局」に改め、同条第8項中「次長（会計室に限る。）」を削り、同条第9項中「子ども相談所」を「こども相談所」に改め、同条第12項中「子ども相談所」を「こども相談所」に、「中保健センター及び東保健センター」を「及び中保健センター」に改め、同条第14項中「子ども育成課」を「こども育成課」に改める。

第8条第5項中「（会計室にあつては室長）」を削り、「主任保育教諭」を「主任保育教諭」に改める。

別表第1 市長公室の分掌事務を定める部分を次のように改める。

政策局

政策企画部

政策経営課

経営管理係

- (1) 局の総合調整に関すること。
- (2) 都市再生、地域再生及び構造改革特別区域に関すること。
- (3) 課の所管に係る公共施設等特別整備基金の管理に関すること。
- (4) 市の境界等に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 東京事務所との連絡調整に関すること。
- (7) 局内の他の部（部に相当する室、所、館その他の内部組織を含む。以下同じ。）、部内の他の課（課に相当する室、所、館、センターその他の内部組

織を含む。以下同じ。)及び課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 政策推進係

- (1) 主要施策等に係る総合調整及び推進に関すること。
- (2) 特に重要な事業に係る調整に関すること。
- (3) 庁議及び部長会議に関すること。

#### 計画推進係

- (1) 市の基本的政策に係る計画策定及び推進に関すること。
- (2) 総合計画審議会に関すること。
- (3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
- (4) 総合教育会議に関すること。
- (5) 企画主任会議に関すること。

#### 共創連携課

##### 公民連携係

- (1) S D G s の推進に関すること。
- (2) 堺市 S D G s 未来都市推進本部に関すること。
- (3) 公民連携の推進に関すること。
- (4) P F I 事業検討委員会の事務手続に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

##### データ活用推進係

- (1) スマートシティの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) データを活用した政策立案の支援に関すること。

##### 統計情報係

- (1) 基幹統計調査その他の調査及び分析に関すること（区役所の所管に属するものを除く。）。
- (2) 各種統計情報に係るデータの共有及び活用に関すること。

##### 広域行政係

- (1) 地方分権に関すること。
- (2) 大都市行政及び広域行政に関すること。

#### 秘書部

##### 秘書課

##### 秘書係

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 儀式、ほう賞及び表彰に関すること。

#### 広報戦略部

##### 広報課

##### 企画係

- (1) 広報活動の企画及び調整に関すること。
- (2) 市ホームページ等による情報発信に関すること。
- (3) 部内の連絡調整に関すること。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 報道係

- (1) 報道資料の収集、提供及び調査に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。

#### 広報係

- (1) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (2) 区の広報の支援及び調整に関すること。

#### 広報戦略係

- (1) 広報戦略及び広報施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 都市の魅力の創造及び発信に係る企画及び総合調整に関すること。

#### 市政情報課

##### 市政情報係

- (1) 公文書の公開その他の情報公開に関すること。
- (2) 情報公開審査会に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関すること。
- (4) 個人情報保護審議会に関すること。
- (5) 市民等の閲覧等に供する統計資料その他これに類する行政資料の収集及び提供に関すること。
- (6) 市政情報センターに関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

##### 広聴係

- (1) 市政に対する要望及び陳情に関すること。
- (2) 市の広聴に関すること。
- (3) 区の広聴の支援及び調整に関すること。
- (4) パブリックコメントに関すること。
- (5) 行政相談委員に関すること。

別表第1 危機管理室危機管理課危機管理係の分掌事務を定める部分中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 危機管理に係る職員宿舎に関すること。

別表第1 危機管理室防災課防災対策係の分掌事務を定める部分の前に次の4号を加える。

- (1) 津波率先避難等協力事業所に関すること。
- (2) 津波ハザードマップの作成に関すること。

(3) 津波避難計画に関すること。

(4) 津波避難に係る市民の防災減災意識の醸成に関すること。

別表第1 危機管理室防災課防災対策係の分掌事務を定める部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同課防災計画係の分掌事務を定める部分第4号中「こと（」の次に「津波ハザードマップ及び」を加え、同部分第5号中「避難計画」の次に「（津波避難計画を除く。）」を加え、同部分第6号中「こと（」の次に「津波避難に関するもの及び」を加え、同表総務局行政部行政総務課総務係の分掌事務を定める部分第8号中「市長公室、」を削り、同課行政管理係の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

#### 改革調整係

(1) 行財政改革に係る企画及び調整並びに進捗状況の管理に関すること。

(2) 行革推進本部に関すること。

(3) 行政評価の実施に関すること。

(4) 外郭団体の改革並びに指導及び調整の総括に関すること。

別表第1 総務局行政部行政総務課改革推進係の分掌事務を定める部分第1号中「行財政改革及び」を削り、同部分第2号を次のように改める。

(2) 堺スマート事務オフィスに関すること。

別表第1 総務局行政部行政総務課改革推進係の分掌事務を定める部分第3号及び第4号を削り、同表財政局財政部資金課資金係の分掌事務を定める部分第8号中「ふるさと納税」の次に「その他の財源の確保」を加え、同部財産活用課の分掌事務を定める部分第1号を削り、同課活用係の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) ファシリティマネジメントに関すること（建築監理課の所管に属するものを除く。）。

別表第1 財政局税務部税制課の分掌事務を定める部分第1号を削り、同表市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課企画係の分掌事務を定める部分中「企画係」を「企画調整係」に改め、同部分中第9号を第15号とし、第8号を第14号とし、第7号の次に次の6号を加える。

(8) 同和問題解決のための施策に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。

(9) 同和行政協議会に関すること。

(10) 差別事象に関すること。

(11) 人権課題等の職員研修に関すること。

(12) 人権ふれあいセンターの管理運営に係る指導及び監督に関すること。

(13) 女性活躍の推進に関すること。

別表第1 市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課調整係の分掌事務を定

める部分を削り、同課男女共同参画推進係の分掌事務を定める部分第1号から第3号まで及び第9号中「及び女性活躍」を削り、同表文化観光局観光部観光企画課の分掌事務を定める部分中「観光企画課」を「文化観光企画課」に改め、同課戦略係の分掌事務を定める部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 局の誘客施策の調整に関すること。

別表第1文化観光局観光部観光推進課推進係の分掌事務を定める部分第2号を次のように改める。

(2) 局の誘客施策の連携に関すること。

別表第1文化観光局観光部観光推進課環境整備係の分掌事務を定める部分中「環境整備係」を「周遊促進係」に改め、同部分中第2号を第3号とし、第1号中「整備」の次に「及び管理」を加え、同号を同部分第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 周遊の促進に関すること。

別表第1環境局カーボンニュートラル推進部環境政策課企画係の分掌事務を定める部分第7号を削り、同局環境事業部環境事業管理課管理係の分掌事務を定める部分中「管理係」を「管理計画係」に改め、同部分中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 一般廃棄物の処理に係る計画の策定及び進捗状況の管理に関すること。

(6) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。

(7) 一般廃棄物の処理に係る調査及び統計に関すること。

別表第1環境局環境事業部環境事業管理課計画係の分掌事務を定める部分を削り、同表健康福祉局障害福祉部障害施策推進課企画相談係の分掌事務を定める部分第2号中「障害者長期計画」を「障害者計画」に改め、同表子ども青少年局の分掌事務を定める部分中「子ども青少年局

子ども青少年局  
子ども青少年育成部 を こども青少年育成部 に改め、同表こども青少年局こども青少年局  
子ども企画課 」 こども企画課 」

も青少年育成部こども企画課企画調整係の分掌事務を定める部分第2号中「子ども」を「こども」に改め、同部分第4号中「子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会」を「こども青少年局指定管理者候補者選定委員会」に改め、同部分第8号中「子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」を「こども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」に改め、同部子ども育成課の分掌事務を定める部分中「子ども育成課」を「こども育成課」に改め、同課育成係の分掌事務を定める部分第1号中「子ども」を「こども」に改め、同課子ども保健係の分掌事務を定める部分中「子ども保健係」を「母子保健係」に改め、同部子ども家庭課の分掌事務を定める部分中「子ども家庭課」を「こども家庭課」に改め、同課子ども養護係の分掌事務を定める部分中「子ども養護係」を「こども養護係」に改め、同部分第13号中「関す」を「関する」に改め、同部分第14号中「子ども相談所」を「こども相談所」に改め、同部子どもの未来応援室の分掌事務を定める部分中「子

どもの未来応援室」を「こどもの未来応援室」に改め、同部分第1号及び第2号中「子ども」を「こども」に改め、同表産業振興局産業戦略部産業企画課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

#### 産業成長推進課

##### 総務係

- (1) 局の総合調整に関する事。
- (2) 産業政策に係る先導的施策の企画立案及び推進に関する事。
- (3) 経済状況及び経営環境の調査及び分析に関する事。
- (4) 産業活性化基金に関する事。
- (5) 産業振興局指定管理者候補者選定委員会に関する事。
- (6) 中小企業者等支援事業審査会の事務手続に係る企画及び調整に関する事。
- (7) 部内の連絡調整に関する事。
- (8) 港湾事務所との連絡調整に関する事。
- (9) 局内の他の部、部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

##### 投資促進係

- (1) 企業投資の促進に関する事。
- (2) 産業の適正配置に関する事。
- (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関する事。
- (4) 経済分野に係るシティセールスに関する事。

別表第1 産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室の分掌事務を定める部分を削り、同部地域産業課の分掌事務を定める部分中「地域産業課」を「地域産業創造課」に改め、同課高度化支援係の分掌事務を定める部分を次のように改める。

##### イノベーション創出推進係

- (1) イノベーション創出の促進に関する事。
- (2) 新産業等の育成及び起業促進に関する事。
- (3) 地域産業の競争力強化に関する事。
- (4) 地域産業のデジタルトランスフォーメーションの推進に関する事。
- (5) 国際経済交流に関する事。
- (6) 工業諸団体の支援に関する事。
- (7) (株) さかい新事業創造センターに関する事。

別表第1 建築都市局交通部交通政策課企画係の分掌事務を定める部分中「企画係」を「企画調整係」に改め、同部分中第4号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 公共交通活性化促進基金及び東西交通整備基金に関する事。

別表第1 建築都市局交通部交通政策課企画調整係の分掌事務を定める部分中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 公共交通に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 地域公共交通活性化協議会に関すること。

別表第1 建築都市局交通部交通政策課調整係の分掌事務を定める部分を削り、同局都市整備部拠点整備課整備第二係の分掌事務を定める部分第1号中「特定保留区域」を「保留区域」に改め、同局住宅部住宅施策推進課施策推進係の分掌事務を定める部分第5号中「建替え」を「再生」に改め、同局建築部建築監理課企画係の分掌事務を定める部分中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等専門委員会に関すること。

別表第1 建築都市局開発調整部建築安全課審査係の分掌事務を定める部分第12号中「、適合性判定及び届出」を「及び適合性判定」に改め、同表建設局サイクルシティ推進部自転車環境整備課整備係の分掌事務を定める部分第5号を次のように改める。

- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

別表第1 建設局サイクルシティ推進部自転車環境整備課整備係の分掌事務を定める部分第6号を削り、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

#### 自転車対策係

- (1) 自転車等放置対策の企画立案に関すること。
- (2) 自転車等放置防止対策審議会に関すること。
- (3) 自転車等駐車場の運営に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 自転車等駐車場の管理運営に係る指導及び監督に関すること。
- (5) 放置禁止区域内の放置自転車等の撤去、保管及び返還に関すること。
- (6) 所管施設の維持補修に関すること。

別表第2 会計室出納課の分掌事務を定める部分中「出納課」を「会計課」に改め、同課管理係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同部分第4号中「他」を「課内の他」に改め、同号を同部分第3号とし、同課司計支払係の分掌事務を定める部分中「司計支払係」を「出納係」に改め、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

#### 審査第一係・審査第二係

- (1) 支出負担行為の確認に関すること。
- (2) 支出に係る命令の審査に関すること。

別表第2 会計室審査課の分掌事務を定める部分を削る。

別表第3 企画総務課（西区役所を除く。）の分掌事務を定める部分中「（西区役所を除く。）」を削り、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同課総務係の分掌事務を定める部分第16号中「他の課」を「区役所内の他の課」に改め、同表総務課（西区役所に限る。）の分掌事務を定める部分及び政策推進室（西区役所に限る。）の分掌事務を定める部分を削り、同表自治推進課自治協働係（南区役所を除く。）の分掌事務を定める部

分第8号中「中区役所」の次に「、西区役所」を加え、「企画総務課」を「、企画総務課」に改め、「、西区役所にあつては総務課の所管に属するものを」を削り、同表保険年金課保険係（北区役所を除く。）の分掌事務を定める部分中「保険係（」の次に「西区役所及び」を加え、同部分第1号中「並びに国民健康保険資格確認書及び国民健康保険高齢受給者証」を「及び国民健康保険資格確認書等」に改め、同部分の次に次のように加える。

国民健康保険係（西区役所に限る。）

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪及び国民健康保険資格確認書等の交付に関すること。
- (2) 国民健康保険料の賦課に関すること。
- (3) 国民健康保険料の減免に関すること。
- (4) 国民健康保険料の延滞金に関すること。
- (5) 国民健康保険料の徴収に関すること。
- (6) 国民健康保険料の還付等に関すること。
- (7) 国民健康保険料の納付相談、徴収猶予等に関すること。
- (8) 国民健康保険料の督促等に関すること。
- (9) 国民健康保険料の徴収金に係る財産の差押え、参加差押え及び交付要求に関すること。
- (10) 滞納者の実態調査に関すること。
- (11) 滞納者の納付督促に関すること。
- (12) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付に関すること。
- (13) 国民健康保険の給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）に関すること。
- (14) 国民健康保険出産費資金貸付に関すること。
- (15) 国民健康保険に係る第三者行為の届出に関すること。
- (16) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。

別表第3 保険年金課保険年金係（北区役所に限る。）の分掌事務を定める部分第1号中「並びに国民健康保険資格確認書及び国民健康保険高齢受給者証」を「及び国民健康保険資格確認書等」に改め、同課医療給付係（美原区役所を除く。）の分掌事務を定める部分中「医療給付係（」の次に「西区役所及び」を加え、同部分第9号中「並びに」を「及び」に改め、同部分の次に次のように加える。

後期高齢者・医療費助成係（西区役所に限る。）

- (1) 重度障害者医療の助成に係る医療費（保険医療機関等に支払うものを除く。）の支給に関すること。
- (2) 重度障害者医療（老人医療を除く。）の助成に係る資格得喪及び医療証の交付に関すること。

- (3) 重度障害者医療に係る第三者行為の届出に関する事。
- (4) 後期高齢者医療の各種申請届出書の受付及び大阪府後期高齢者医療広域連合の処分のお知らせの引渡しに関する事。
- (5) 後期高齢者医療資格確認書等の引渡し及び返還に関する事。
- (6) 後期高齢者医療保険料の徴収、還付、充当、滞納処分等に関する事。
- (7) 後期高齢者医療保険料の延滞金に関する事。
- (8) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関する事。

別表第3 保険年金課医療年金係（美原区役所に限る。）の分掌事務を定める部分第13号中「並びに」を「及び」に改め、同表保健福祉総合センター生活援護課（堺保健福祉総合センターにあつては、生活援護第一課及び生活援護第二課）給付係（堺保健福祉総合センターにあつては、生活援護第一課に限る。）の分掌事務を定める部分第4号中「他の課」を「センター内の他の課」に改める。

別表第4 市税事務所固定資産税課土地第一係・土地第二係・土地第三係・土地第四係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (5) 課内の土地に係る連絡調整並びに土地第二係、土地第三係及び土地第四係の所管に属しないこと（土地第一係に限る。）。

別表第4 市税事務所固定資産税課家屋第一係・家屋第二係・家屋第三係・家屋第四係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (5) 課内の家屋に係る連絡調整並びに家屋第二係、家屋第三係及び家屋第四係の所管に属しないこと（家屋第一係に限る。）。

別表第4 環境事業所管理係の分掌事務を定める部分中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) ふれあいサポート収集事業（粗大ごみ収集に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 一般廃棄物（使用済小型家電及び水銀使用廃製品に係るものに限る。）の拠点回収に関する事。

別表第4 環境事業所業務調整係の分掌事務を定める部分を削り、同所業務第一係・業務第二係の分掌事務を定める部分中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬に係る車両配車計画に関する事。

別表第4 環境事業所業務第一係・業務第二係の分掌事務を定める部分に次の2号を加える。

- (5) 家庭ごみ受付センターとの連絡調整に関する事。
- (6) ふれあいサポート収集事業（粗大ごみ収集に係るものに限る。）に関する事。

別表第4 子ども相談所の分掌事務を定める部分中「子ども相談所」を「こども相談所」

に改め、同所育成相談課相談第一係・相談第二係・相談第三係・相談第四係の分掌事務を定める部分第6号中「子ども家庭課」を「こども家庭課」に改め、同表一時保護所保護係の分掌事務を定める部分中「保護係」を「保護第一係・保護第二係」に改め、同部分に次の1号を加える。

(2) 所内の他の係の所管に属しないこと（保護第一係に限る。）。

別表第4自転車対策事務所の分掌事務を定める部分を削る。

別表第6市長公室の項を次のように改める。

政策局	政策企画部	政策経営課	政策推進担当課長	政策推進係	1人	政策企画部長
			計画推進担当課長	計画推進係	1人	
		共創連携課	データ活用推進担当課長	データ活用推進係	1人	
			統計情報担当課長	統計情報係	1人	
			広域行政担当課長	広域行政係	1人	
広報戦略部	広報課	広報戦略担当課長	広報係及び広報戦略係	1人	広報戦略部長	

別表第6政策局の項の次に次のように加える。

	危機管理室	防災課	津波避難計画担当課長	別表第1防災課の分掌事務を定める部分第1号から第4号までに掲げる事務	1人	危機管理室長
--	-------	-----	------------	------------------------------------	----	--------

別表第6総務局の項を次のように改める。

総務局	行政部	行政総務課	行政経営担当課長	行政管理係	1人	行政部長
			行財政・構造改革担当課長	改革調整係及び改革推進係	1人	
	人事部	人事課	人材開発担当課長	人材開発係	1人	人事部長

別表第6総務局の項の次に次のように加える。

財政局	財政部	資金課	財源確保担当課長	別表第1資金係の分掌事務を定める部分第8号に掲げる事務	1人	財政部長
-----	-----	-----	----------	-----------------------------	----	------

別表第6市民人権局の項の次に次のように加える。

健康福祉局	長寿社会部	長寿支援課	在宅支援・介護予防担当課長	在宅支援係及び推進係	1人	長寿社会部長
-------	-------	-------	---------------	------------	----	--------

別表第6産業振興局の項を次のように改める。

産業振興局	産業戦略部	産業成長推進課	投資促進担当課長	投資促進係	1人	産業戦略部長
		地域産業創造課	イノベーション創出推進担当課長	イノベーション創出推進係	1人	

別表第6南区役所の項を次のように改める。

	会計室	会計課	審査担当課長	審査第一係及び審査第二係	1人	会計室長
--	-----	-----	--------	--------------	----	------

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別表第1から別表第4までに掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、部理事、担当課長、次長、参事、幼保総括参事、総括参事役、参事役、課長補佐、副園長、所長代理、主幹、係長、主査、主任保育教諭、副主査その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもって、それぞれ対応する同表右欄に定める新組織に属すべき組織の長、部理事、担当課長、次長、参事、幼保総括参事、総括参事役、参事役、課長補佐、副園長、所長代理、主幹、係長、主査、主任保育教諭、副主査その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

(堺市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

- 3 堺市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成8年規則第96号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「子ども家庭課、子ども相談所」を「こども家庭課、こども相談所」に改め、同条第5項中「子ども家庭課」を「こども家庭課」に改める。

第12条第2項及び第3項中「自転車対策事務所」を「自転車環境整備課」に改める。

(堺市特定商業施設適正活動審議会規則の一部改正)

- 4 堺市特定商業施設適正活動審議会規則(平成16年規則第56号)の一部を次のように改正する。

第11条中「地域産業課」を「地域産業創造課」に改める。

(堺市大規模小売店舗立地審議会条例施行規則の一部改正)

- 5 堺市大規模小売店舗立地審議会条例施行規則(平成18年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「地域産業課」を「地域産業創造課」に改める。

(堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部改正)

- 6 堺市区役所職員等の兼務に関する規則(平成18年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「企画総務課等」を「企画総務課」に改め、同条第1項中「(西区役所にあつては、総務課及び政策推進室とする。)」を削る。

(堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

- 7 堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成18年規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改める。

(堺市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

- 8 堺市職員の管理職手当に関する規則(平成18年規則第83号)の一部を次のように改正する。

別表中「、市長公室長」を削る。

(堺市庁舎管理規則の一部改正)

- 9 堺市庁舎管理規則(平成22年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中「及び西区役所」を削り、同表西区役所の庁舎の項を削る。

(堺市子ども・子育て会議規則の一部改正)

- 10 堺市子ども・子育て会議規則(平成25年規則第137号)の一部を次のように改正する。

第6条中「子ども企画課」を「こども企画課」に改める。

附則別表

左欄(旧組織)		右欄(新組織)	
市長公室		政策局	

市長公室	秘書部		政策局	秘書部	
市長公室	秘書部	秘書課	政策局	秘書部	秘書課
市長公室	広報戦略部		政策局	広報戦略部	
市長公室	広報戦略部	広報課	政策局	広報戦略部	広報課
市長公室	広報戦略部	市政情報課	政策局	広報戦略部	市政情報課
市長公室	政策企画部		政策局	政策企画部	
市長公室	政策企画部	政策推進課	政策局	政策企画部	政策経営課
市長公室	政策企画部	公民連携課	政策局	政策企画部	共創連携課
市長公室	東京事務所		政策局	東京事務所	
文化観光局	観光部	観光企画課	文化観光局	観光部	文化観光企画課
子ども青少年局			こども青少年局		
子ども青少年局	子ども青少年育成部		こども青少年局	こども青少年育成部	
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子ども企画課	こども青少年局	こども青少年育成部	こども企画課
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子ども育成課	こども青少年局	こども青少年育成部	こども育成課
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子ども家庭課	こども青少年局	こども青少年育成部	こども家庭課
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子どもの未来応援室	こども青少年局	こども青少年育成部	子どもの未来応援室
子ども青少年局	子ども青少年育成部	いじめ不登校対策支援室	こども青少年局	こども青少年育成部	いじめ不登校対策支援室
子ども青少年局	子育て支援部		こども青少年局	子育て支援部	
子ども青少年局	子育て支援部	幼保政策課	こども青少年局	子育て支援部	幼保政策課
子ども青少年局	子育て支援部	幼保運営課	こども青少年局	子育て支援部	幼保運営課
子ども青少年局	子育て支援部	幼保支援課	こども青少年局	子育て支援部	幼保支援課
子ども青少年局	子育て支援部	錦西こども	こども青少年局	子育て支援部	錦西こども

年局	部	園	年局	部	園
子ども青少年局	子育て支援部	浜寺石津こども園	こども青少年局	子育て支援部	浜寺石津こども園
子ども青少年局	子育て支援部	共愛こども園	こども青少年局	子育て支援部	共愛こども園
子ども青少年局	子育て支援部	東陶器こども園	こども青少年局	子育て支援部	東陶器こども園
子ども青少年局	子育て支援部	上神谷こども園	こども青少年局	子育て支援部	上神谷こども園
子ども青少年局	子育て支援部	登美丘東こども園	こども青少年局	子育て支援部	登美丘東こども園
子ども青少年局	子育て支援部	津久野こども園	こども青少年局	子育て支援部	津久野こども園
子ども青少年局	子育て支援部	新金岡こども園	こども青少年局	子育て支援部	新金岡こども園
子ども青少年局	子育て支援部	宮園こども園	こども青少年局	子育て支援部	宮園こども園
子ども青少年局	子育て支援部	東浅香山こども園	こども青少年局	子育て支援部	東浅香山こども園
子ども青少年局	子育て支援部	英彰こども園	こども青少年局	子育て支援部	英彰こども園
子ども青少年局	子育て支援部	宮山台こども園	こども青少年局	子育て支援部	宮山台こども園
子ども青少年局	子育て支援部	若松台こども園	こども青少年局	子育て支援部	若松台こども園
子ども青少年局	子育て支援部	日置荘こども園	こども青少年局	子育て支援部	日置荘こども園
子ども青少年局	子育て支援部	美原にしこども園	こども青少年局	子育て支援部	美原にしこども園
子ども青少年局	子育て支援部	美原ひがしこども園	こども青少年局	子育て支援部	美原ひがしこども園
子ども青少年局	子ども相談所		こども青少年局	子ども相談所	
子ども青少年局	子ども相談所	育成相談課	こども青少年局	子ども相談所	育成相談課

子ども青少年局	子ども相談所	虐待対策課	こども青少年局	こども相談所	虐待対策課
子ども青少年局	子ども相談所	家庭支援課	こども青少年局	こども相談所	家庭支援課
子ども青少年局	こども相談所	一時保護所	こども青少年局	こども相談所	一時保護所
産業振興局	産業戦略部	産業企画課	産業振興局	産業戦略部	産業成長推進課
産業振興局	産業戦略部	地域産業課	産業振興局	産業戦略部	地域産業創造課
西区役所		総務課	西区役所		企画総務課
	会計室	出納課		会計室	会計課